

【重要】受給者証に記載される指定医療機関について🍊

令和5年10月1日より、受給者証に記載される指定医療機関の記載が1つのみとなりました。

記載されるのは、医療意見書を記入した指定医療機関（複数の疾患を登録されている方は、主疾患の医療意見書を記入した指定医療機関）のみです。なお、受給者証に記載されていない医療機関でも、指定医療機関であれば全国どこの医療機関でもお使いいただけます。

これに伴って、従来受給者証に記載のなかった医療機関で受診する際はその都度変更申請をお願いしておりましたが、令和5年12月1日以降は受給者証に記載する医療機関追加の変更申請の必要はありません。

ただし、令和5年9月30日までに発行された受給者証をお持ちの方について、令和6年3月31日までにお持ちの受給者証を使用される際は、必ずこの用紙の裏面を受給者証とともにご提示ください。

○小児慢性特定疾病指定医療機関について

都道府県知事等の指定を受けた医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）であれば、どこでも受給者証をお使いいただけます。ただし、医療費助成の対象は受給者証に記載された疾病にかかる治療のみです。奈良市内の指定医療機関については、奈良市ホームページ「小児慢性特定疾病医療費助成事業について」に掲載しております。市外の医療機関の指定状況については、各自自治体のホームページ等をご確認ください。

（受給者証見本）

疾 病 名	
受診指定医療機関 名 称	<p>（こちらに医療意見書を記入した医療機関が記載されます。）</p> <p>※上記のほか、指定医療機関であれば使用できます。 ただし、この証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療が助成対象です。</p>
有効期間	
用 除 者	適 用 区 分



奈良市ホームページ

「小児慢性特定疾病医療費助成事業について」

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10732.html>

【問い合わせ先】

〒630-8122 奈良市三条本町 13 番 1 号

奈良市保健所 保健予防課

医療給付係

電話 0742-93-8397

※必ず裏面もご確認ください。

令和5年9月30日までに発行された受給者証をお使いの際は必ずご提示ください。

小児慢性特定疾病指定医療機関の皆様へ

○小児慢性特定疾病医療受給者証に記載される医療機関について

1. 令和5年9月30日までに発行された受給者証をお持ちの方について

受給者証に記載されている「受診指定医療機関」の欄に貴医療機関が記載されていない場合も、**貴医療機関が小児慢性特定疾病指定医療機関であれば、受給者証はお使いいただけます。**

今回の受給者証の「受診指定医療機関」の欄の記載内容変更に伴う受給者証の発行は行いませんので、ご了承ください。

2. 令和5年10月1日以降に発行された受給者証をお持ちの方について

受給者証には表面のような記載がされていますので、貴医療機関が小児慢性特定疾病指定医療機関であれば、受給者証はお使いいただけます。受給者証の記載については表面の見本をご参照ください。

なお、現時点でお持ちの受給者証と、実際の住所、保険証等に相違がある場合は、別途変更手続きが必要です。すみやかに変更の手続きを行うようお願いください。

【問い合わせ先】

〒630-8122 奈良市三条本町 13 番 1 号

奈良市保健所 保健予防課

医療給付係

電話 0742-93-8397